

○子育て世代定住促進交付金交付要綱

平成23年3月23日

告示第14号

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て世代の転入と本市への定住促進を図るため、予算の範囲内で子育て世代定住促進交付金（以下「交付金」という。）を交付することに関し、南陽市補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和42年規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 市の住民基本台帳に記録され、かつ、市内に自ら所有する住宅に5年以上居住することをいう。
- (2) 持家住宅 専ら住居の用に供する又は居宅と店舗を併用する一戸建ての建物（当該店舗面積部分が居宅となる建物の面積の2分の1未満のもの）で、市内に自ら居住するためのものをいう。
- (3) 新築住宅 持家住宅のうち、建物の新築工事が完了してから1年以内のものであって、かつ、未入居のものをいう。
- (4) 中古住宅 新築住宅の条件に適合しない持家住宅をいう。
- (5) 貸家等 市内に所在する貸家、アパート、社宅（社員寮を含む。）又は公営住宅をいう。
- (6) 子育て世帯 中学生以下の子（妊娠中の場合も含む。）を養育する夫婦又はいずれも50歳未満の夫婦をいう。ただし、中学生以下の子を養育する場合は、一人親であっても夫婦の要件を満たすものとする。
- (7) 移住世帯 夫婦のいずれもが市内に在住したことがなく、住宅取得後に初めて転入する子育て世帯をいう。
- (8) 貸家世帯 夫婦のいずれかが継続して市外に3年以上在住した後、貸家等に転入してから5年未満の子育て世帯をいう。
- (9) Uターン世帯 夫婦のいずれかが市内に在住したことがあり、かつ、申請時に市外に継続して3年以上居住している者で、これから転入する子育て世帯をいう。

2 前項に規定する年数及び年齢は、第6条に規定する申請書の申請日時点とする。

(交付対象者)

第3条 交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 子育て世帯であること。
- (2) 移住世帯、貸家世帯又はUターン世帯のいずれかに該当すること。
- (3) 取得した持家住宅（中古住宅にあつては、持家住宅及び当該敷地いずれも）の2分の1以上の所有権を有すること。
- (4) 世帯員に市税の滞納がないこと。

（交付対象事業）

第3条の2 交付対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 定住することを目的として持家住宅を取得すること（中古住宅にあつては、住宅及び当該敷地の購入費用が500万円以上のものに限る。）。
- (2) 持家住宅を取得するために工事請負又は売買契約を締結すること。

（適用除外）

第4条 前条の規定に関わらず、次に掲げる場合は交付金の対象外とする。

- (1) 当該持家住宅を対象とした、他の補助金、利子補給事業等を利用する場合
- (2) 公共事業での建物移転補償により持家住宅を取得する場合
- (3) 持家住宅の新築工事（売買）契約後に申請した場合
- (4) 持家住宅の所有者となる者又はこの者の2親等以内の者の建替えに伴い、持家住宅を取得する場合

（交付金の額）

第5条 交付金の額は、別表のとおりとする。

（交付申請）

第6条 交付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、子育て世代定住促進交付金交付申請書（様式第1号）及び住宅概要書・収支予算書（様式第1号の2）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 持家住宅の新築工事（売買）の見積書の写し
- (2) 持家住宅の位置図及び住宅全体の平面図
- (3) 工事着工前の建築現場の写真（売買にあつては住宅の写真）
- (4) 住民票の謄本
- (5) 誓約書（様式第1号の3）又は戸籍の附票
- (6) 申請者の世帯のうち、市長が指定する者の納税証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、子育て世代定住促進交付金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、交付金の交付決定に当たり、交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（申請内容の変更等）

第8条 前条第1項の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、変更又は取下げする場合は、子育て世代定住促進交付金事業変更（取下げ）承認申請書（様式第3号）により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、子育て世代定住促進交付金事業変更（取下げ）承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、持家住宅を取得し、転入（貸家世帯にあつては転居）を届け出た日から1月を経過する日又は当該年度の1月末日のいずれか早い日までに、子育て世代定住促進交付金事業実績報告書（様式第5号）及び住宅概要書・収支精算書（様式第5号の2）に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく市長に提出しなければならない。

- (1) 新築工事の契約書の写し（購入にあつては住宅取得価格を示す売買契約書の写し）
- (2) 持家住宅の不動産登記事項証明書（中古住宅で土地を購入した場合は、当該持家住宅の敷地のものも含む。）
- (3) 住民票の謄本
- (4) 工事完成後の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付金の確定）

第10条 市長は、前条の提出があつたときは、交付金の額を確定し、交付決定者に対し子育て世代定住促進交付金の額の確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（交付請求）

第11条 交付決定者は、前条の通知を受領したときは、子育て世代定住促進交付金請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付決定を取

り消すことができる。

(1) この要綱及び交付金交付の条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により交付金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により交付金の交付決定を取り消した場合において、既に交付金が交付されているときは、交付決定者に対して交付金の返還を求めるものとする。

3 交付決定者は、前項の規定により返還を求められた場合は、直ちに当該交付金を返還しなければならない。

附 則

(略)

別表（第5条関係）

| 子育て世帯の区分 | 世帯の種類 | 交付金の額 | |
|--|---------|---------|---------|
| | | 新築住宅の場合 | 中古住宅の場合 |
| 中学生以下の子（妊娠中の場合も含む。）を養育する夫婦（一人親の場合も含む。） | ①移住世帯 | 100万円 | 50万円 |
| | ②貸家世帯 | 50万円 | 25万円 |
| | ③Uターン世帯 | | |
| いずれも50歳未満の夫婦 | ①移住世帯 | 30万円 | 15万円 |
| | ②貸家世帯 | | |
| | ③Uターン世帯 | | |